

アメリカ

EB-5 投資永住権プログラム

詳細インフォメーション

弁護士法人イデア・パートナーズ法律事務所

〒150-0021 東京都渋谷区恵比寿西 2-2-6 エビスファイブビル Phone (03)6416-5662 Fax (03)6416-5663
Copyright © イデア・パートナーズ法律事務所 All Rights Reserved. 無断転載禁止

投資による米国移住

米国のように豊かで寛容な国であっても、移民の受け入れには制限が設けられており、毎年、移民法が改正される中で、より厳格な規定が導入されています。しかし、米国に投資し、自らの意思で社会の発展に貢献しようとする人々に対しては、従来よりも歓迎される傾向があります。

その背景のもと、米国政府は「投資による移住 (EB-5)」という制度を設け、多くの方々がこの制度を通じて永住権の取得を目指しています。このプログラムは、単に投資による利益を得る機会を提供するだけでなく、本人およびその家族が永住権（グリーンカード）を取得する機会も与えるものです。言い換れば、投資家は投資から利潤を得ると同時に、配偶者や21歳未満の未婚の子供と共に永住権を得ることができます。将来的には任意となります米国籍を取得することも可能です。

この制度では、主に以下の2つの条件を満たす必要があります。

1. 投資家は、米国移民局(USCIS)が指定する地域センター(Regional Center)内の事業に対して、80万ドル以上の投資を行うこと。
地域センターは、米国政府により認定された特定の経済区域で、経済成長や雇用創出が特に期待されている地域です。
2. 新たな事業は、米国経済に利益をもたらし、かつ間接的であっても10人以上の米国人従業員の雇用を創出すること。

上記の条件を含め、申請者の健康状態や経歴などの審査基準を満たす場合、投資家とその家族は最初に2年間の条件付き永住権を取得することができます。この永住権を取得すると、米国内での生活を開始することが可能となります。取得から21カ月が経過した時点で条件解除の申請を行う必要があります。これは、投資家が永住権取得後も引き続き投資を継続しプログラムの要件（雇用創出など）を満たしていることを証明するための重要な手続きです。

なお、この条件解除申請が認められた後は、永住権の条件が完全に解除され、以降は自由に投資資産を売却することも可能となります。つまり、永住権は維持されたまま、投資の拘束から解放されることになります。

その後、規定をクリアすることにより投資家およびその家族は米国市民権（米国籍）を申請する資格を得ることができます。申請が承認された場合には、正式に米国市民として登録されます。ただし、永住権を保持している限りは米国内に無期限で居住することが可能であり、市民権取得はあくまで任意の選択肢となっています。

このように、投資による移住制度は、将来に向けた多様な可能性を提供する制度です。ご家族の生活、教育、ビジネスの舞台として米国を選ぶ方にとって、大きな一歩となることでしょう。

プログラム参加のタイミング

この制度（EB-5 プログラム）は、もともと 2003 年に導入された時限立法であり、一定期間ごとに延長または終了の判断が行われます。通常、5 年ごとの見直しが行われますが、2022 年 3 月にバイデン大統領が署名したことにより、本制度は 2027 年 9 月 30 日まで延長されることが正式に決定しました。

しかし、これまでのトランプ前大統領の発言などから、制度が延長されずに廃止される可能性も指摘されています。

さらに、最近の報道では、EB-5 に代わる新制度「ゴールデンカード（Golden Card）」の導入が検討されており、投資額が 500 万ドル（約 7.5 億円）前後に大幅引き上げされる案も出ています（現行 EB-5 は 80 万ドル）。

このような背景から、現在の EB-5 制度で申請できるのは、今回が最後のチャンスとなる可能性があります。

(重要) 申請期限と準備期間について

仮に 2027 年 9 月に EB-5 が終了した場合でも、2026 年 9 月末までに申請された案件については、引き続き審査が行われることが規定されています。

現在（2025 年 9 月時点）、申請期限まで残り約 1 年となりました。

申請準備には、個人の状況によって 3 ヶ月～半年程度かかるのが一般的です。

そのため、関心のある方は、今の段階でご自身の状況を把握することが非常に重要です。

当事務所の役割

投資による永住プログラム（EB-5 プログラム）は、一定の資本を米国内の指定事業に投資することで、申請者およびそのご家族が米国永住権（グリーンカード）を取得することを可能にする制度です。

しかし、このプログラムの申請には複雑な条件や厳格な米国移民法の遵守が求められ、一般の方にとっては容易に対応できるものではありません。

たとえば、以下のようないくつかの疑問をお持ちではないでしょうか？

- USCIS（米国移民帰化局）へ提出する複雑な書類の作成や記入は誰がサポートしてくれるのか？
- 永住権を取得するために必要な審査や条件を自分が満たしているかどうか、誰が判断してくれるのか？

当事務所では、こうした不安や疑問に対して、法的専門家として的確かつ丁寧にサポートいたします。

お客様が EB-5 プログラムへの参加を決意されたその瞬間から、永住権の取得まで、すべての永住権申請プロセスにおいて当事務所が一貫して対応いたします。

手続きの準備から申請、条件付き永住権の取得、そしてその後の条件解除申請に至るまで、安心して進めていただけます。責任を持ってお手伝いいたします。

申請作業のあらゆる段階における代理・サポート

当事務所の弁護士および提携する移民専門弁護士は、EB-5 プログラムにおける申請者の状況確認、取得可能性の診断、書類準備、申請書作成から提出まで、全申請プロセスにおいて継続的にサポートいたします。

具体的には、米国移民局（USCIS）への最初の請願書（I-526E）の作成・提出から、条件付き永住権取得後の条件解除申請（I-829）、さらに米国大使館でのビザ申請手続きまで、申請者側に必要なすべての書類について当事務所が作成・提出を行います。

なお、投資プロジェクトに関する資料は、申請者が選択したプログラム運営会社が責任を持って準備・提供するものです。

EB-5 申請に必要な書類は、主に以下の 2 種類です：

1. 当事務所が作成する、申請者個人に関する書類一式
2. プログラム運営会社が提供する、投資プロジェクトに関する資料

この 2 つの資料が揃って初めて、正式な申請が可能となります。

※【投資プロジェクト／プログラム運営会社とは】

投資プロジェクトとは、米国移民局（USCIS）が指定する地域センター（Regional Center）内で事業を創設・運営・管理しているプログラム運営会社のことです。全米には 1000 を超えるプログラムが存在しますが、永住権取得実績のある信頼性の高い運営会社は限られているのが実情です。

適切なプログラム選びは、成功のための重要なステップです。

EB-5 プログラムに参加される方の主な目的

EB-5 プログラムには、ビジネスチャンスの拡大、シニアライフの充実、お子様の教育環境の向上など、さまざまな目的をお持ちの方が参加されています。

実際に参加されている方には、以下のようなご希望・お考えをお持ちの方がいらっしゃいます。

- ◆ お子様の教育のため
- ◆ ご家族でアメリカへの移住をお考えの方
- ◆ ハワイ、ニューヨーク、カリフォルニアなど、特定の地域への移住を希望される方
- ◆ アメリカでの事業経営を計画されている方
- ◆ ご本人またはお子様がアメリカの大学を卒業後、継続して現地での生活を望まれている方
- ◆ 駐在任期終了後も、お子様の教育のためにアメリカでの生活継続をお考えの方
- ◆ お子様の留学、またはご家族での留学を検討されている方
- ◆ アメリカでの就職を目指している方
- ◆ リタイア後、日本の年金を受給しながらアメリカでの生活を希望されている方、またはアメリカにセカンドハウスをお持ちの方

チェックリストと手順

ご参考までに下記のチェックリストはあなたの申請において必要となる一部の書類です。
政府に対して提出する書類は個々により大きく異なってまいります。

- 極秘質問書
- 投資完了書類（一式）

以下に挙げる個人に関する書類のコピーを提出する：(次のページにそれぞれの詳細があります)

- 履歴書
- 申請書に含まれる家族全員のパスポートのコピーあるいは身分証明書
- 事業を経営している場合は登記簿謄本
- 資金源の証明書（最も時間がかかる作業）
- 申請書に含まれる家族全員の戸籍謄本
- 健康診断書（請願認可後）
- 警察証明書（請願認可後）
- 指紋（請願認可後）

以下に挙げる書類を読み署名する：

- フォーム I-526 - 外国人投資家による移民請願
- フォーム G-28 - 弁護委任状

情報を完全に揃えることが重要になります。情報が完全である場合にのみ請願認可のための申請書が作成されます。

基本的な提出書類

米国政府が求める情報は、経験豊富な弁護士および移民弁護士の指導のもとで準備すれば、それほど複雑で難解なものではありません。

実際、米国の投資家永住権プログラム（EB-5）は、カナダの同様のプログラムと比べて、提出が求められる情報や書類の量は少ない傾向にあります。

以下は、申請に際して必要となる主な情報および書類です。

■ 質問書（Questionnaire）

申請者のご希望や条件を正確に把握するために、質問書へのご記入が必要となります。

この質問書は、USCIS（米国移民局）への提出書類作成に必要な情報を収集する目的で、当事務所の弁護士および協力する移民弁護士が使用します。

なお、本質問書は極秘文書として厳重に取り扱われます。

■ パスポートのコピー

申請者本人および同時に申請を行うご家族全員分の、現在有効な出身国発行のパスポートのコピーをご提出いただきます。

■ 家族に関する証明書

- ・ 戸籍謄本（ご家族全員分）
- ・ 養子縁組の場合は、その最終決定書類のコピー
- ・ 離婚や死別された配偶者がいる場合は、婚姻解消を証明する書類

※申請には、すべての家族構成員に関する情報が必要となります。

■ 履歴書および経歴に関する書類

申請者の学歴・職歴・事業や投資の経験を記載した履歴書をご提出ください。

- ・ 最終学歴の卒業証明書や、その他の教育に関する証明書のコピー
- ・ 会社登記簿、事業紹介資料、申請者の事業に関する資料
- ・ 所属する専門団体や業界組織があれば、それを証明する書類

これらの書類は法律で提出が義務付けられているわけではありませんが、当事務所では、できる限り詳細な情報をもとに申請処理を行うことを重視しております。

申請者のキャリアや業績に関する資料は多ければ多いほど有利となります。

■ 資金の出所に関する証明（資金源：Source of Funds）

投資に使用する資金は、合法的に取得されたものでなければなりません。

証明の対象となるのは全資産ではなく、EB-5 申請に使用する投資資金のみに限られます。

申請者は、その資金が合法的かつ法令に違反しないルートで得られたことを示す資料を提出する必要があります。

なお、この資金証明は、EB-5 永住権申請の中でも、弁護士が最も時間をかけて確認・準備を行う重要なステップとなります。

当事務所では、できる限りシンプルで証明しやすい資金構成で申請手続きを進められるよう、法律相談の段階で詳細な診断を行っております。安心してご相談ください。

■ 健康診断について

請願が認可された後、米国大使館が指定する病院にて健康診断を受けていただく必要があります。

この健康診断では、アメリカでの生活において接種が義務付けられているワクチンの接種状況などが確認されます。

まだ接種されていない必須ワクチンがある場合は、原則として接種を行う必要があります。

■ 警察証明書（無犯罪証明書）

申請認可後、米国大使館の指示に従い、以下の警察証明書をご取得いただきます。

- 16 歳以上の家族構成員それぞれについて、出生国および過去に 1 年以上滞在したすべての外国（米国以外）の警察証明書を取得する必要があります。

※過去に法的な問題や刑事記録がある方は、軽微な違反であっても、必ず事前にご相談ください。永住権取得に影響を及ぼす可能性があるかどうか、弁護士が慎重に確認・診断いたします。

なお、たとえ影響がないと判断される場合でも、申告せずに申請を行った場合は、「虚偽の申告」とみなされ、申請が却下される可能性があります。必ず正直に情報を開示し、弁護士の指示に従ってください。

弁護士が行う調査、書類作成および各種サポート内容

当事務所では、以下のようなプロセスを通じて、申請者様の EB-5 プログラムへの申請をサポートいたします。

◆ 投資関連および請願書類の調査・準備

◆ 請願に必要な情報の調査

→ 情報が不正確または不完全な場合は、訂正または追加情報の提出を依頼

◆ 弁護士が USCIS (米国市民権・移民局) への請願書の提出

◆ 請願認可後の手続き

◆ Packet III および Form I-485 の提出

健康診断の受診 (米国大使館指定の医療機関にて)

警察証明書の取得・提出、指紋採取

◆ アメリカ大使館での面接準備作業

◆ 面接を経て、移民ビザを受領

※ この時点で、当事務所による基本的なサポートは終了となります。

◆ 移民ビザの有効期限内 (最大 180 日) に米国へ入国

◆ 渡米

◆ 入国時に条件付き永住権 (2 年間) を取得

→ この時点から永住権保持者として米国内で自由な生活が可能となります。

◆ 条件付き永住権の「条件撤回申請」(2 年後)

◆ 米国入国から 2 年が経過する 90 日前を目安に、条件撤回申請 (Form I-829) が必要です。

該当時期には、最新の移民法および申請プロセスに基づいたサービス内容と費用をご案内いたします。

- 他の移民弁護士事務所の利用も可能ですが、引き続き当事務所でのサポートをご希望の場合はご相談ください。

※ 条件撤回申請には、別途契約・費用が発生します。

◆ 条件なし永住権の取得

- 条件撤回申請が承認されると、条件のない永住権（通常 10 年更新）が付与されます。
- この時点で、EB-5 プログラムにおける全手続きが完了します。

※ 条件撤回申請に関するサポートもここで終了となります。

■ 書類および署名に関する注意事項

- 提出するすべての書類は英語に翻訳する必要があります。
- すべての翻訳資料には翻訳証明証が必要となります。

よくある質問 (FAQ)

1. 永住権（グリーンカード）取得のメリットは何ですか？

米国永住権を取得する理由は人それぞれですが、ご家族、教育、ビジネスなど多様です。米国が提供する生活環境、教育、自由は世界でもトップクラスです。

- 永住権取得者は、ほぼすべての米国市民と同様の権利や恩典を享受できます（選挙権・被選挙権は除く）。
- 就労の自由が認められ、米国に永住できるため、安心して生活できます。
- 個人・法人を問わず、米国とのビジネス取引がスムーズになります。
- ハワイ、カリフォルニア、フロリダ、ニューヨーク、ワシントン、グアムなど、米国内のどこでも働き・住み・会社経営が可能です。
- 米国には優れた大学や大学院が多数あり、永住権保持者は米国市民と同じ授業料が適用され、他の留学生より割安になります。
- 米国人学生と同様に働きながら勉学に励め、卒業後も自由に就労可能です。
- 永住権取得後5年で米国市民になる資格が得られ、市民になると家族の呼び寄せが可能になります。
- Lビザ、E-2（駐在）、Hビザ（就労ビザ）などの非移民ビザは期間や条件の制限がありますが、永住権なら更新のための再申請の必要がありません。

2. 永住権と市民権の違いは何ですか？

永住権は、米国に一生住むことができ、自由に働くこともできる「ビザの王様」のような存在とお考えください。

米国市民になると、選挙権や公的な職業に就く権利が与えられます。

市民になる方法は主に2つあります。ひとつは米国で生まれること、もうひとつは帰化です。ほとんどの場合、帰化するためにはまず永住権を取得し、その後5年間永住権保持者でいることが必要です。また、市民権申請の前30ヶ月は米国に滞在している必要があります。

そのため、多くの方は永住権のままで市民権に切り替えませんが、永住権では配偶者やお子様にしか永住権を付与できません。

市民権を取得すると、親や兄弟などの家族も米国に呼び寄せることが可能になります。

3. 相談をすればプログラム運営会社を紹介してくれるのでしょうか？

現在、EB-5 のプロジェクトは 1,000 件以上存在しますが、永住権取得の実績を持つプロジェクトは限られています。

当法律事務所は永住権申請手続きを専門としており、すべてのプロジェクト内容を網羅的に把握しているわけではありません。

しかし、これまで数百名のクライアント様が永住権を取得されている実績があり、その中で実際にクライアント様が利用されたプロジェクト会社の情報を客観的な事例としてお伝えすることは可能です。

実績のあるプロジェクト会社の仕組みを理解することで、クライアント様ご自身が複数のプロジェクト会社を比較・検討される際の一助としてもご活用いただけます。

お客様ご自身で選ばれたプロジェクトについても、永住権取得実績の有無や注意点など、永住権の側面に限り、法律相談の中でできる限り診断いたします。

なお、市場には基準を満たしていないプロジェクトや、信頼性に疑問のある事業者も一部存在します。そのため、プロジェクト選定には慎重な判断が必要です。

当事務所では、プロジェクト選びのポイントも法律相談時に丁寧にアドバイスしており、多くの方が問題なく永住権を取得されています。

EB-5 による永住権申請には、以下の 2 種類の資料が必要です：

- ① 申請者に関する資料
- ② 投資に関するプロジェクト資料

当事務所がサポートできるのは①の部分であり、②はお客様が選ばれたプロジェクト会社が作成するものとなります。

そのため、基本的にはどのプロジェクトを選んでも、申請に関する法的サポートを提供することが可能です。

4. どれくらいの数がこの EB-5 永住権に割り当てられているのですか？

EB-5 カテゴリーには、年間 10,000 件のビザ発給枠が設けられており、そのうち 5,000 件は「地域センター (Regional Center)」を通じた投資家向けに確保されています (EB-5 パイロットプログラム)。プログラム運営会社が運営する EB-5 投資永住権プログラムはいつでも参加可能なのでしょうか？

5. E-2 ビザ（投資家ビザ）との違いは何ですか？

E-2 ビザ（投資家ビザ）は、あくまでも非移民ビザであり、一時的な滞在資格です。ビジネスのために米国に滞在・就労することは可能ですが、事業が終了した時点でビザの効力も失われます。また、一定期間ごとにビザの更新や再申請が必要となります。

さらに、E-2 ビザで同行しているご家族に 21 歳以上のお子様がいる場合、お子様は「扶養家族」としての資格を失い、ビザも失効してしまいます。

その結果、お子様はその時点でアメリカと一緒に滞在することができなくなります。

一方、EB-5 プログラムは移民ビザに該当し、条件を満たせば**米国永住権（グリーンカード）**が発給されます。

永住権を取得すれば、期間制限がなく、ビザの延長や再申請などの煩雑な手続きも不要です。

6. 誰が永住権（グリーンカード）を取得できるのですか？

夫、妻、21 歳未満の未婚の子供すべてが含まれます。

7. 職歴や学歴が必要ですか？

EB-5 プログラムでは、事業経験や学歴は一切問われません。

投資家に対する唯一の条件は、十分な合法的資産を保有しており、投資が可能であることです。

そのため、これまでに経営経験がない方や、特別な学歴がない方でも申請が可能です。安心してご相談ください。

8. 参加できない条件はありますか？

以下のような場合、EB-5 プログラムの参加が制限される可能性があります：

- 重大な犯罪歴がある場合
- 第三者に影響を及ぼすおそれのある健康上の問題がある場合

ただし、内容の軽重や状況により判断は異なります。

申請の可否については個別の事情に応じて異なりますので、事前に当事務所までご相談いただくことをおすすめいたします。

9. 法律相談とは何ですか？

法律相談とは、弁護士がご状況を総合的に分析し、お一人おひとりに合わせた具体的なアドバイスを行うサービスです。

EB-5 プログラムでは、多額の投資を行ったにも関わらず永住権が取得できないというリスクも存在します。

そのような事態を未然に防ぐため、当事務所では正式な申請の前に必ず法律相談をお受けいただくようお願いしております。

法律相談では、弁護士が以下の点を確認・ご案内いたします：

- 現在の状況やご希望を丁寧にお伺いした上で、EB-5 プログラムの適格性を確認
- ご要望に沿った最適な申請方法・進め方をご提案

ご相談終了後、実際に永住権申請を希望される場合には、弁護士による申請サポートを通じてフルサポートいたします。

10. 永住権獲得後、米国に毎年どれくらい滞在しなくてはなりませんか？

米国領事館で移民ビザを取得した投資家は、ビザ発給後 180 日以内に米国へ入国し、居住地を定める必要があります。

滞在期間については、カナダのように「5 年間のうち 2 年間滞在」などの明確な規定はありません。

米国では、永住権保持者として米国に居住する「意志」を示すことが求められており、最低でも 6 ヶ月以上間隔を空けずに米国へ再入国することが条件とされています。

ただし、入国審査官によっては厳しい判断をされる場合もあるため、当事務所では 1 年のうち半分程度は米国に滞在されることをおすすめしています。

もし、親の介護や駐在などの事情で長期間米国を離れる必要がある場合は、「再入国許可 (Reentry Permit)」を取得することが必要です。

この許可を取得すれば、最大 2 年間、米国を離れていても永住権を維持することができます。

当事務所では Reentry Permit の申請サポートも行っておりますので、どうぞお気軽にご相談ください。

11. 過去にビザの発行拒否や入国拒否を受けたことがあっても申請できますか？

過去にビザの却下や入国拒否を受けたことがあっても、虚偽申告などの重大な問題がなければ、必ずしも永住権申請ができないわけではありません。

申請の可能性については個別に確認が必要ですので、まずは弁護士による法律相談をご利用ください。

12. 「合法的に取得した」投資家の資産とは何ですか？

規定に基づき、投資家は資産を合法的な方法で取得したことを立証しなくてはなりません。これは投資家に資産が合法的な事業、収入、投資、地所売却、相続、贈与、融資、またその他の合法的手段により取得したものであることを証明することを要求しています。

13. 投資資金は必ず自分の国から送金しなければなりませんか？

投資に必要な資金は、米国やその他どの国にあっても問題なく送金できます。

必ずしもご自身の国から送金する必要はありません。

ただし、EB-5 申請では「資金の出所」を証明することが非常に重要です。

どの資金を使うかについては、当事務所が 1 週間かけて丁寧に診断いたします。

その結果を踏まえて、申請を進めるかどうかをご判断ください。

14. 「条件付き」と「無条件」の永住権の違いは何ですか？

EB-5 移民ビザの認可を受けた投資家は、まず「条件付き」グリーンカードを受け取ります。この条件付き永住権は、通常の永住権とほとんど同じ権利や恩典があります。

違いは、条件付き永住権が発行されてから 2 年後に、正式な「無条件」の永住権（通常のグリーンカード）に切り替わる点だけです。

カードの見た目や基本的な権利に差はありません。

15. 投資家はどのように「無条件」の永住権を取得するのですか？

EB-5 投資家は、まず「条件付き永住権」を取得しますが、その条件付き永住権は通常、取得から 2 年後に「条件付き解除申請」を行い、「無条件の永住権」へ切り替えます。

この切り替え手続きでは、ご参加されたプロジェクト会社の協力のもと、弁護士が投資家に代わって、投資家が EB-5 申請の規定と条件を確実に守っていることを米国移民局 (USCIS) に証明します。

具体的には、投資資金を解約せずに投資を維持していること、そしてその事業によって少なくとも 10 名のフルタイムの米国人労働者の雇用が創出されていることを証明する必要があります。

この手続きは、EB-5 プログラムの不正利用を防ぐために設けられており、投資が正しく維持されないと認められると、投資家とその家族には期限のない「無条件の永住権」が発給されます。

その後は、投資資金の売却も許可され、EB-5 法の縛りがなくなります。

16. ホームページや対応もしっかりとていたので、信頼しある業者を通じて EB-5 の申請を依頼しましたが、業者任せで弁護士やプロジェクト会社と直接やり取りをしていないため、最近不安に感じるようになりました。すでに多額の資金を投資してしまっているため、毎日が不安で大きなストレスを感じております。自分の判断に誤りがなかったか弁護士の視点から確認してもらうことはできますでしょうか？

心中お察しします。当事務所がサポートさせていただいたクライアント様の中で、詐欺被害に遭われた方はいらっしゃいませんが、実際には詐欺や詐欺まがいのプロジェクト会社やサポートー、業者が存在していることがニュースでも報じられています。残念ながら、当事務所には、詐欺被害に関するご相談が複数寄せられており、実際に被害に遭われた方の案件にも対応しております。

まずは、その不安を解消するためにも、法律相談にて現在の状況を詳しく拝見し、必要に応じた調査や対策についてご提案させていただきます。どうぞお気軽にご相談ください。

無料の個別相談～永住権取得までの流れ

EB-5 プログラムに参加ご希望の方は、事前に弁護士による法律相談（有料：4万円税別）をお受けいただきます。通常1週間ほどかけて永住権の可能性や対策について慎重に診断いたします。

有料の法律相談の前に EB-5 の概要について事前にご確認されることをご希望の場合は、無料の個別相談をご利用ください。

無料の個別相談とは？

当事務所では、まず正しい情報をしっかりと知っていただくことが大切だと考え、無料の個別相談（最大1時間）にて EB-5 の概要をご説明しています。

予約制となっておりますので、ご希望の方は、

WEB フォームまたはお電話（03-6416-5662）よりお申し込みください。

お電話でのお申し込みは、平日 9:30～17:30 まで受け付けております。

法律相談とは？

多額の投資を行ったにもかかわらず、永住権が取得できないことは、クライアント様にとって最悪の結果です。

そのような事態を未然に防ぐため、当事務所では正式に EB-5 プログラムに参加される前に、必ず弁護士による法律相談をお受けいただいております。

この法律相談では、弁護士がご状況やご要望を総合的に分析し、通常1週間ほどかけて慎重に診断した上で、結果をご報告いたします。

EB-5 プログラムの法的要件を満たしているかをしっかりと確認し、お一人お一人に最適な方法やプランをご提案いたします。

料金は4万円（税別）となります。

法律相談終了後に永住権申請をご希望される方には、弁護士が申請手続きを全面的にサポートし、取得まで責任を持ってお手伝いいたします。

弁護士のサポートを受けて確実に EB-5 プログラムに参加することは、申請却下のリスクを減らすだけでなく、渡米を真剣に考えるすべての方にとって最も有益かつ効率的な方法です。

ぜひ当事務所の法律相談をご利用ください。

法律相談終了後

実際の永住権申請手続きをご希望の方には、弁護士申請サポートにて永住権申請手手続をフルサポートさせていただきます。

法律相談の流れ :

S t e p 1 :

ご相談をお受けになる場合は、当事務所のウェブサイト (<http://www.usavisa.jp/EB5>) またはお電話にてご連絡願います。

お電話でのお申し込みは、平日 9:30~17:30まで受け付けております。(03-6416-5662)

ご相談費用（40,000円税抜）のお支払いはカードまたはお振り込みで承ります。

当事務所より相談用質問書を送付させていただきます。

S t e p 2 :

質問書に全てをご記入していただいた上、当事務所にご返送いただきます。全てを正確にご記入下さい。

S t e p 3 :

弁護士が質問書を精査し、診断。

S t e p 4 :

ご相談の結果を以下のいずれかの方法にてご報告させて頂きます。

- ・ご来所による対面
- ・ZOOM（オンライン面談）
- ・お電話

参加可能性（移民法上）のご報告と EB-5 に関する詳細説明、参加時期および永住権を取得するまでの期間等のスケジュールをお知らせ致します。

ご相談後の弁護士申請サポート手続きの流れ :

1. 当事務所より弁護士委任状を含む初期書類一式をお渡しします。
2. 投資に関しては、ご選択されたプログラム運営会社と直接やり取りを行ってください。
3. 送付書類を確認の上、指示に従い当事務所に契約書の返送および手続き費用をお振込み頂きます。
4. 当事務所が手続き作業を開始します。
5. 当事務所より、USCIS（米移民局）に請願を行う為の書類の収集指示
6. 当事務所と協力移民弁護士が請願書類の作成及びファイルの準備
7. プログラム運営会社に対し申請に必要となるプロジェクト資料を依頼
8. USCIS（米移民帰化局）に請願申請を行います。
9. USCIS（米移民帰化局）より請願書類の受付通知を受け取ります。

10. USCIS（米移民帰化局）より請願の認可書類を受け取ります。
11. ナショナルビザセンターより条件付永住権（移民ビザ）申請のための指示書と申請フォームを受け取ります。
12. 指示に従い永住権の申請書類の収集及び申請書類（警察証明および身体検査など）の収集及び申請書類に記入、署名をいただきます。
13. 当事務所より面接前の注意およびブリーフィングを受けて頂きます。
14. 東京の米国大使館にて領事との面接を受けていただきます。
15. 認可を受け、後日永住権（移民ビザ）が発行されます。
16. 当事務所より今後のスケジュール、注意、永住権の維持方法などの書類を受け取ります。
17. 認可受領後、移民ビザに記載されている有効期限内（最大 180 日）に渡米をしていただきます。
18. 渡米後 3 ヶ月～6 ヶ月以内（米国に居住し続けている必要がありません）に条件付き永住権（グリーンカード）を受け取ります。

（期間の目安）通常の場合、8～10までの期間が 2 年あるいはそれ以上、11～15までの期間が約 10 ヶ月以上です。

ご注意： 政府の審査（9～11）は混み具合によって審査が大幅に遅延することもございます。また、追加書類が求められることもございますので、ゆとりを持って申請されることをお勧めいたします。

条件付解除申請手続きの流れ：

1. 条件付き永住権を取得（上記 No. 18）から 12～18 ヶ月後に永住権の条件撤回のための申請準備
2. 条件付き永住権を取得（上記 No. 18）から 21～24 ヶ月後に永住権の条件撤回のための申請
3. 条件撤回請願の認可証受領（10 年ものの永住権取得）

E B – 5 投資永住権プログラムの特徴

- 自ら事業の運営に参画しなければならない等の煩わしい条件はありません。
- カナダの投資プログラムの条件と異なり、事業経営経験等は問われません。
- 学歴や英語力等も問われません。
- 過去にビザや永住権の申請却下および入国拒否を受けた経験があっても参加の可能性があります。（但し、重犯罪および虚偽の申告歴は除く）
- 家族全員の永住権取得が可能です。（本人、配偶者、21 才未満の未婚の子供）
- 米国国内での就業義務はありません。

プログラム参加条件

- 資金源の証明ができる方（投資額に対し合法的に得たことの証明を政府より求められます）
- 移民法規定による最低 US\$80 万ドル以上の投資が可能な方
※プログラム運営会社により金額が異なります。
- 重犯罪歴が無い方
- 人に害を与える伝染性の病気を現在患っていない方

プログラム運営会社 EB-5 投資永住権プログラムの注意点としては：

永住権取得実績が豊富なプロジェクトの場合、参加する投資家の枠が限られているため、枠が満たされた際には次のプロジェクトまで待機期間が生じることがあります。特に人気のプロジェクトは、このような状況になりやすい傾向がございます。

また、規定に満たしていないプロジェクト会社や詐欺会社もございますので、見極めが非常に重要なとなります。

EB-5による永住権申請サポート費用

- 弁護士費用 220 万
- 協力移民弁護士費用\$9000～
(政府申請費用、翻訳費用は別途)

<参考>

2年後の期限付き条件の撤回手続きは、別途費用となります。